

# 神戸市の文字同定の状況と住民課意見

現行の住民記録システムで使用している**外字（本市で独自に作成している文字）4,667字**について、行政事務標準文字との同定作業（字形を比較し、外字がどの文字に当てはまるか判定する作業）とその使用先についての調査を実施した。

＜神戸市外字使用状況調査結果＞

|      |      |                                   | 文字数   | 利用数<br>(レコード数) |
|------|------|-----------------------------------|-------|----------------|
| 外字数  |      |                                   | 4,667 | -              |
| (内訳) | 使用中  |                                   | 391   | 11,707         |
|      | 同定可  | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別なし         | 360   | 10,299         |
|      |      | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別あり         | 1     | 1,329          |
|      | 同定不可 | 現に住民登録がある人の氏名か本籍地筆頭者の氏名で使用（改製不適合） | 4     | 6              |
|      |      | 上記以外（消除者（転出、死亡等）、履歴（改製原）で使用）      | 26    | 73             |
|      | 未使用  |                                   | 4,276 | -              |

- 外字のうち、使用されている文字は391文字。  
 （外国人登録制度が現行制度になった平成24年度に、すべて入管文字に直しているため、外字の多く（4,276文字）は未使用となっている。）
- これらについては、現在、以下の方針
  - 同定文字に縮退する。
  - 外字を作成する。（p. 3①の場合）
  - 外字を作成する。（p. 4①の場合）
  - 同定文字に縮退する。（p. 5）

# 同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別がある文字

神戸スマートシティ

|      |                                   |     |        |
|------|-----------------------------------|-----|--------|
| 同定可  | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別なし         | 360 | 10,299 |
|      | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別あり         | 1   | 1,329  |
| 同定不可 | 現に住民登録がある人の氏名か本籍地筆頭者の氏名で使用（改製不適合） | 4   | 6      |
|      | 上記以外（消除者（転出、死亡等）、履歴（改製原）で使用）      | 26  | 73     |

- 現に住民登録がある人の氏名か本籍地筆頭者の氏名で使用（電算化戸籍、1字）⇒概ね氏で使用されている（**藤**）
- 状況説明：
  - ・ 文字包摂ガイドラインでは（**藤**）の字に包摂できるとされている。
  - ・ 本市の戸籍電算化の際に、紙戸籍に記載された文字につき、この（**藤**）と、包摂先の文字（**藤**）とは区別して移行している。
  - ・ 住民基本台帳法9条2項、19条2項による通知を本籍地から受けたとき、行政事務標準文字には該当しないが、同定文字と明確に区別されている戸籍の文字（**藤**）の利用を求められた場合や、市内本籍で住民票と戸籍の文字が違う場合など、窓口現場において対応に苦慮することが想定される。

## 神戸市住民課の考え

- ・ 国において以下のいずれかの対応を取っていただきたい。
- ① 現在の「文字同定手順書」で同定できるとされている文字であったとしても、**戸籍側で同定先と明確に区別されているなど、自治体として同定できないとした文字について、外字作成**しデジタル庁に報告する旨、「文字同定手順書」に明記する。
  - ② 現在の「文字同定手順書」で同定できるとされている文字は、**必ず同定すべき**ことを国において明確に定めたうえで、**住民基本台帳法9条2項、19条2項による通知等を本籍地から受けても戸籍の文字に合わせる必要がない**（合わせるべきでない）ことを明確に定める。

|      |                                   |     |        |
|------|-----------------------------------|-----|--------|
| 同定可  | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別なし         | 360 | 10,299 |
|      | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別あり         | 1   | 1,329  |
| 同定不可 | 現に住民登録がある人の氏名か本籍地筆頭者の氏名で使用（改製不適合） | 4   | 6      |
|      | 上記以外（消除者（転出、死亡等）、履歴（改製原）で使用）      | 26  | 73     |

- 現に住民登録がある人の氏名か本籍地筆頭者の氏名で使用（改製不適合戸籍、4字）
- 状況説明：
  - ・ 全て他市本籍地分。転入時等に外字が増える可能性もある。

## 神戸市住民課の考え

- ・ 国において以下のいずれかの対応を取っていただきたい。
- ① **改製不適合戸籍の文字は、必ずしも同定すべきではなく、外字作成**しデジタル庁に報告する旨、「文字同定手順書」に明記する（現在の「文字同定手順書」の記載）。 ※ 具体的な届け出方法を示してほしい。
  - ② 改製不適合戸籍の文字も、どのように同定すべきか「文字同定手順書」等で国において明確に定めたとうえで、**住民基本台帳法9条2項、19条2項による通知を本籍地から受けても戸籍の文字に合わせる必要がない**（合わせるべきでない）ことを明確に定める。

|      |                                   |     |        |
|------|-----------------------------------|-----|--------|
| 同定可  | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別なし         | 360 | 10,299 |
|      | うち同定元文字と同定先文字が戸籍側で明確な区別あり         | 1   | 1,329  |
| 同定不可 | 現に住民登録がある人の氏名か本籍地筆頭者の氏名で使用（改製不適合） | 4   | 6      |
|      | 上記以外（消除者（転出、死亡等）、履歴（改製原）で使用）      | 26  | 73     |

## ● 消除者（転出、死亡等）、履歴（改製原）で使用（26字）

⇒前住所欄の住所、方書、世帯主氏名及び履歴の氏名 等

- 履歴の氏名については、過去に本人申し出や住民基本台帳法19条2項通知等により変更したもの（現在の文字はすべて行政事務標準文字に同定できている）
- 世帯主氏名については、本籍地が直ちに分からないことから、文字の調査が困難

## 神戸市住民課方針

- これらについては同意等を求める対象はないので、すべて行政事務標準文字に代替（縮退）する取り扱いとした。

## 字形デザインの変更にかかる周知等

- 個別の通知については原則として行わず、住記システムの稼動開始月である5月にホームページ等で広報する予定であるが、個別の問い合わせについては、デジタル庁からの広報物や文字包摂ガイドラインを用いて区役所窓口及び住民課で対応予定。具体的な広報時期について確認したい。

## 金融機関など企業への周知

- 市民が証明書を企業に提出した際に、企業側の理解が不十分であれば、不備返却されてしまいトラブルにつながる。
- システム標準化により、住民票などの行政からの証明書の文字が変更されることについて、企業に対する丁寧な周知を行っていただきたい。